

○桑名市指定管理者選定委員会規則

平成25年3月22日  
桑名市規則第10号

(趣旨)

第1条 この規則は、桑名市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例(平成17年桑名市条例第4号)第12条に規定する桑名市指定管理者選定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 指定施設(指定管理者の選定を行おうとする公の施設をいう。以下同じ。)について専門的知識を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から指定施設の指定管理者の指定の日までとする。

(会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第6条 委員会は、その権限に属する事項を行うため必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、指定施設を所管する課において処理する。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮り定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。